

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	新宿区議会に関するアンケート調査業務委託について
--------	--------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（その他の委託）

（担当部課：議会事務局 調査管理係）

事業の概要

事業名	新宿区議会に関するアンケート調査業務委託
担当課	議会事務局
目的	区議会独自の区民意識調査（議会アンケート調査）を行い区民の議会に対する意識・実態を調査することにより、今後の議会改革の取り組み等に資する。
対象者	新宿区在住の満 20 歳以上の男女（外国籍は除く）
事業内容	<p>幅広い対象者から基本的属性により、議会への関心、情報周知度、区議会広報紙、インターネット中継や議会ホームページの利用状況、要望、議会改革への期待などについて、区民の意識や状況を把握する調査を行う。</p> <p style="text-align: center;">委託の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 アンケート設問の検討・作成 2 調査書類等の作成・印刷 3 調査票の郵送配布（議会事務局で用意した宛名シール使用） 4 議会事務局で回収した調査票（議会事務局で個人情報の有無を確認する）を入力・集計・分析 5 印刷製本 調査報告書 500 部 6 製本内容の提供（PDF） 7 要約原稿作成（議会広報紙 議会だより用） <p>郵送調査 2, 500 通</p>

件名 新宿区議会に関するアンケート調査業務委託について

保有課(担当課)	議会事務局
登録業務の名称	新宿区議会に関するアンケート調査業務
委託先	株式会社 サーベイリサーチセンター
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	無作為抽出した満20歳以上の区民2,500名の住所・氏名
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	大量の封入封かん及び事務処理を要するため委託する
委託の内容	<ul style="list-style-type: none"> ①アンケート設問の検討・作成 ②調査書類等の作成・印刷 ③調査票の郵送配布処理(議会事務局で用意した宛名シール使用) ④議会事務局で回収した調査票(議会事務局で個人情報の有無を確認)を入力・集計・分析 ⑤印刷製本 <ul style="list-style-type: none"> ・調査報告書 500部 ⑥製本内容の提供(PDF) ⑦要約原稿作成(議会だより掲載用)
委託の開始時期及び期限	平成21年6月4日から平成22年2月26日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり別紙【特記事項】を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。